

第56回愛知県国土利用計画審議会会議録

○ 日時

平成22年12月15日（水） 午前10時30分から午前11時30分まで

○ 場所

愛知県議会議事堂 4階 会議室5

○ 出席した委員

| | | | |
|-------|-------|-------|------|
| 伊藤万知子 | 久保田浩文 | 後藤澄江 | 酒井庸行 |
| 志水暎子 | 清水裕之 | 塚本久 | 福谷清子 |
| 藤田素弘 | 三浦孝司 | 山田美喜男 | 渡会克明 |

（12名）

○ 出席した幹事

| | |
|---------------------|-------------------|
| 地域振興部土地水資源課長（事務局兼務） | 知事政策局企画課長（代理） |
| 環境部自然環境課長（代理） | 産業労働部産業立地通商課長（代理） |
| 農林水産部農業振興課長（代理） | 農林水産部農地計画課長（代理） |
| 農林水産部林務課長（代理） | 農林水産部森林保全課長（代理） |
| 建設部都市計画課長（代理） | 建設部道路維持課長（代理） |
| 建設部河川課長（代理） | 建設部建築指導課長（代理） |
| 企業庁企画調整課長（代理） | |

○ 出席した事務局職員

| | |
|---------------|------|
| 地域振興部長 | 山田周司 |
| 地域振興部土地水資源課長 | 鈴木 隆 |
| 地域振興部土地水資源課主幹 | 福岡敏勝 |
| 課長補佐 | 本多宣和 |
| 主査 | 前野貴生 |
| 主事 | 中村綾祐 |

1. 開会（事務局：鈴木土地水資源課長）

2. あいさつ

山田地域振興部長

3. 議題

愛知県土地利用基本計画変更案について

（1）説明

資料により、土地水資源課福岡主幹から説明。

（2）質疑

○質疑1（愛知県土地利用基本計画計画書について）

（藤田委員）

昨年度の国土利用計画（第四次）策定の際の審議の中で、フォローアップの話が出ていて、審議会で検証していくという話だったと思うが、計画書の中に入っているのか。今回の土地利用基本計画書の変更というのは、さきの国土利用計画の改定に基づいているので、基本的には反映されていると思うが、特に森林計画の中で、「森林の諸機能の維持増進を図る必要がある地域」が森林地域であると定義されている。「維持増進」とはどういうことなのか。どのようにフォローアップされていくのか。

（事務局）

計画の検証につきましては、昨年度、国土利用計画改定の過程で議論していただきました。「国土利用計画（第四次）」の冊子32ページの「9 県土に関する調査の推進及び活用」に、「また、持続可能な県土管理に資するため、今後の県土の利用をめぐる経済社会の変化を踏まえ、各種施策の進捗状況や土地利用の動向に関する情報などを把握し、計画の検証を行います。」とあり、昨年、議論のうえ、このような記述になったものでございます。

今回ご審議いただいております土地利用基本計画の計画書は、国土利用計画を基本として策定されるもので、土地利用の基本方向については、国土利用計画をほぼ要約するという趣旨に沿って、記述されております。従いまして、国土利用計画の進行管理をすることによって、間接的に土地利用基本計画の基本計画部分もフォローアップされていくと考えております。

また、具体的なフォローアップにつきましては、今年度はまだ平成32年を目標とする国土利用計画（第四次）の初年度でございますので、今後その方策について具体的に検討したうえでお諮りさせていただきたいと思っております。当面は土地利用の動向に関する情報や各種施策の進捗状況などを把握し、必要に応じて審議会の場で

情報提供させていただきたいと思っております。

次に、ご質問の森林計画の「維持増進」についてでございますが、資料2の19ページ、「愛知県土地利用基本計画書（案）」に土地利用の原則として「ウ 森林地域」とあります。この中で、「森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域です。」とあります。土地利用基本計画は、森林法や農振法といった部門別の計画を総合調整する計画でありますので、森林地域における森林の維持増進につきましては、森林法に基づく森林計画等の中で進められていくものでありまして、森林地域と都市地域等との調整が必要な場合には、土地利用基本計画において調整していくということでございます。

（清水会長）

前半のフォローアップについては、まずは土地利用基本計画の計画書を作ってそれをチェックしていく作業があるということですね。前回いろいろと議論した中では、よりベターにしていくためにはどうしたらいいのかということも国土利用計画の中でも考えていくべきで、そのためにいろいろな取組みをしていくということでした。今回の土地利用基本計画の計画書の趣旨はわかりましたが、もう少し積極的な展開を是非期待したいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

（藤田委員）

今回の土地利用基本計画の変更案の概要の説明では、例えば資料2の1ページの総括表の「変更後の計画面積」を見ると、変化が大きくないことはわかるが、全体の検証をしているのかどうかはよくわからない。

既に策定されている国土利用計画（第四次）の中で、目標年次である32年度のそれぞれの地域の目標面積が示されているので、今回どのくらいの割合で動きがあったのかぐらいは検証できるといいのではないかと。

（清水会長）

私も事前の準備段階で、国土利用計画の進行の過程の範囲内にあるという説明を受けたのですが、実際に今回の変更は国土利用計画の目標の何%ぐらいであるのかという記述があったほうがよかったですと思います。簡単に説明できませんか。

（事務局）

「国土利用計画（第四次）」の冊子17ページに、「県土の利用区分ごとの規模の目標」が定められており、その中で、平成19年を基準年次とした平成32年の森林の目標面積は99.4%で、計画期間の13年で0.6%という非常に小さな減少幅を見込んでおります。この減少幅は、年平均にいたしますと約0.05%、約110haです。ここで、今回の森林の変更案を合計した数値を見させていただきますと、約82haの減少でございます。厳密な統計はまだ整っておりませんが、こういったところ

から推測いたしますと、昨年度、皆様方にご審議いただきました国土利用計画（第四次）の目標数値から大きく外れていないのではないかと考えられます。

（清水会長）

だいたい、今のような説明でよろしいですか。これからは是非、定期的にどういった状況にあるのかを示していただけるとありがたいです。よろしいでしょうか。

（事務局）

推移の状況について示すことはできると思います。

（清水会長）

では、数値や推移の状況をときどきチェックさせていただくことにしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

そのほかに何かご意見はございますか。もし後ほどお気づきの点があれば、事務局のほうに申し出ていただくということでお願いします。ありがとうございました。では、この計画書については、基本的なところはお認めしたいと思います。

○質疑 2（愛知県土地利用基本計画計画図について）

（清水会長）

それでは、前半の都市 2 件と後半の森林 8 件を分けてご確認させていただきたいと思います。

最初の案件は、知多市の埋立地の一番南端で、緑地として整備されるようです。これはご了承してよろしいでしょうか。ありがとうございました。

二番目は、豊川市で、工業用地として利用する計画です。これもよろしいでしょうか。では、ご了承ということとさせていただきます。

以降三番目からは、前回の審議会から、承認事項ではなく報告事項として説明させていただくことにしておりますが、8 件まとめて、何か問題になるようなことはございますか。全てまとめてご意見をいただきたいと思います。意見なしでよろしいですか。ありがとうございました。それでは森林の変更に関してもご了解をいただいたということにさせていただきます。

基本的にはこれで今回の審議に関しては全て終了でございます。どうもありがとうございました。

（3）結論

（清水会長）

知事からの諮問に対し、異議がない旨答申する。

4. 閉会（清水会長）